文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

> 事 実

当事者双方の求める裁判

(原告)

「被告は原告に対し金五、五四〇円及び内金五、四四〇円に対しては昭和四二年四 月二四日以降、内金一〇〇円に対しては昭和四三年四月一五日以降各支払済にいた るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。」との判 決並びに仮執行の宣言。

(被告)

主文と同旨の判決。

第二 原告の主張

(請求原因)

一 原告は昭和三九年九月三日その夫Aと離婚したが、その際、同人から離婚による慰藉料の支払及び財産分与として別紙目録記載の不動産の所有権の移転を受け、 昭和四一年一一月二一日右不動産につき贈与を原因とする所有権移転登記手続をし

ところが、東京都目黒税務事務所長は原告に対し昭和四二年四月一〇日付処分 をもつて税額を五、四四〇円とし、また同年五月一一日付処分をもつて税額を一万 九、一六〇円とする各不動産取得税の賦課決定をした。

しかし、右各処分は重大かつ明白な次のような瑕疵があるから、無効である。 すなわち、

原告が右不動産を取得した原因は前記のとおりであつて、実質上夫婦共有 財産の分割にほかならないから、不動産取得税の課税対象となり得ないものであ る。もつとも、原告はその所有権移転登記については贈与を登記原因としたが、そ れは不動産登記法上、他に適当な登記原因がなかつたからにすぎない。

(二) そして、税制上、実質主義という課税の基本原則が存し、財産権移転の行 為の形式よりも、その実質に着眼し、また、これによつて実現された経済的結果に対する税法的評価を重んずべきものとされているが、右各処分は地方税法七三条の二、一項の解釈適用上、右基本原則に背き、原告の右不動産取得原因の実質を看過 したものである。

四 原告は前記各処分のうち、昭和四二年四月一〇日付処分につき同月二四日その 課税額五、四四〇円全額を、また昭和四二年五月一一日付処分につき昭和四三年四 月一五日その課税額一万九、一六〇円の内金一〇〇円を各納入したが、いずれも納 入すべき法律上の原因がないから、被告はこれにより不当に利得したものである。 よつて、原告は被告に対し右納付金に、その納付日から支払済にいたるまで民法 所定の年五分の割合による法定利息を付して返還を求める。

(抗弁についての答弁)

前記不動産がAにおいて原告との婚姻前に取得して以来、所有していたものである ことは認める。

第三 被告の主張

(答弁)

請求原因一の事実のうち、原告がその主張の日、夫Aと離婚したこと、原告が その主張の不動産の所有権の移転を受け、その旨の登記を経たことは認めるが、そ の原因が離婚による慰藉料の支払及び財産分与であつたことは不知。その所有権移 転の時期が昭和三九年九月三日であつたことは否認する。その時期は右登記手続が なされた昭和四一年一一月二一日である。同二の事実は認める。同三の事実のう ち、原告主張の課税処分に重大明白な瑕疵があつたことは否認する。原告が右不動 産の所有権移転登記につき贈与を登記原因とした理由は不知。右課税処分が原告の 右不動産取得原因の実質を看過したものであることは否認する。同四の事実のうち、原告のその主張の不動産取得税を納付したことは認める。 (抗弁)

不動産取得税は一種の流通税であつて、不動産所有権の移転または原始取得の 事実があれば、特に法において非課税とされる場合(地方税法七三条の三ないし七 に限定列挙される。)を除き、その課税客体となるものであるから、離婚に伴う財 産分与による不動産所有権の取得が財産分与というだけの理由ですべて非課税とな るものではない。ただ、婚姻中に夫婦の協力によつて取得した不動産を婚姻の終了

に際し、精算、分割する趣旨の財産分与にあつては、形式上配偶者の一方の所有名義に属する不動産につき、実質上他の配偶者に帰すべき潜在的所有権を確定するものと観念され、地方税法上の課税原因たる不動産の取得に該らないとされるのである。

る。 二 しかしながら、原告がAから取得した不動産は同人が原告との婚姻前に取得して以来、所有していたものであつて、原告とAとが婚姻中協力して取得したものではないから、原告の右不動産所有権の取得は仮に離婚に伴う財産分与によるものであつたとしても、当然に不動産取得税の課税の対象となるべきである。 第四 証拠(省略)

理 由

一 原告が昭和三九年九月三日その夫Aと離婚したこと、原告がAから別紙目録記載の不動産の所有権の移転を受け、昭和四一年一一月二一日右不動産について贈与による所有権移転登記手続をしたこと、東京都目黒税務事務所長が原告に対し昭和四二年四月一日付処分をもつて税額を五、四四〇円とし、また同年五月一一日付処分をもつて税額を一万九、一六〇円とする各不動産取得税の賦課決定をしたことは当事者間に争いがない。

これを本件についてみると、原告本人尋問の結果により真正に成立したものと認める甲第六号証並びに原告本人尋問の結果をあわせ考えると、原告はAとの離婚後、同人から将来の生活保障及び離婚に対する慰藉のため前記不動産の分与を受けたことを認めることができ、右認定を左右するに足る証拠はなく、また、右不動産がAにおいて原告との婚姻前に取得して以来所有していたものであることは当事者間に争いがないから、原告はAとの離婚に伴い同人からその特有財産たる右不動産の所有権を承継取得し、実質的にその所有権に変動が生じたものというべきであて、原告の右不動産の取得は地方税法七三の二、一項所定の課税原因に該当するというほかはない。

してみれば、東京都目黒税務事務所長が原告に対してなした前記各課税処分にはなんらの瑕疵がないものといわざるを得ない。

三 よつて、右課税処分の無効なることを前提として被告に対し原告の納付した金 銭の返還を求める原告の本訴請求はその余の争点を判断するまでもなく理由がない ものとしてこれを棄却すべく、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用し て、主文の通り判決する。